

第 2 節

第 1 消火器具の技術基準

1 消火器具の種類

- (1) 設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器 10 型とすること。◆

ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等のおそれのある場所については、設置場所の使用に適したその他の消火器とすることができる。

- (2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。◆

2 設置場所

消火器の設置場所は、令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 2 階以上の階の開放された廊下・階段等に設ける場合は、いたずらによる投下を防止するため固定等の措置を講ずること。◆

- (2) 「歩行距離」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。

- (3) 「歩行距離」については防火対象物の階ごとに測定し、階を跨がないものであること。

ただし、メゾネットの共同住宅その他 2 階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあっては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。

- (4) 共同住宅で、次の条件を満たす場合は、パイプシャフト等内に設置できるものとする。◆

ア 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識を前面に設置すること。また、この場合に「扉内設置」等の表示を指導すること。

イ 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。

ウ 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な構造とすること。

3 附加設置

規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。なお、当該設備に IH コンロ等の電磁調理器具は含まれないものであること。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (4) 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- (5) 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (6) ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) 乾燥設備（入力が 17kW 未満のもの、乾燥物収容室の内容積が 1 m³未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- (8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (10) 火花を生ずる設備
- (11) 放電加工機

4 標識

- (1) 規則第 9 条第 4 号に規定する標識は、第 24 附表によるほか、次のこと。

ア 標識の大きさは、短辺 8 cm 以上、長辺 24 cm 以上とすること。

イ 地を赤色、文字を白色とすること。

ただし、視認性の観点から、これと同等以上と認められる標識又は JIS Z 8210 に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、令第 32 条の規定を適用し、規則第 9 条第 4 号に規定する標識を設けないことができる。なお、当該ピクトグラムの大きさは 9 cm 角以上とし、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対しては、当該ピクトグラムを設置するよう指導すること。